

道の駅かぞわたらせ 一体的な管理、運営へ

記者発表資料
令和元年11月20日

北川辺総合支所農政建設課

加須市道の駅かぞわたらせ条例の制定

■ 条例制定の背景

ラムサール条約湿地に登録されている渡良瀬遊水地の保全や、新たな観光資源である三県境も含め、隣接する資源が一体となり、本市のシティプロモーションの拠点として充実を図るため、「道の駅きたかわべ」を「道の駅かぞわたらせ」に名称変更するとともに、「加須市道の駅きたかわべ物産販売施設」及び「加須市北川辺スポーツ遊学館」を「加須市道の駅かぞわたらせ」として、管理及び運営することを規定する本条例を制定するものです。

■ 条例の内容

- 市の農産物及び地域特産品の推奨及び販売並びに地域情報の発信を行い、産業の振興及び地域の活性化を図るため、加須市道の駅かぞわたらせ（以下「道の駅」という。）を設置する。
- 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 加須市道の駅かぞわたらせ 位置 加須市小野袋1745番地1
- 道の駅は、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。
(1) 農産物直売施設 (2) レストラン (3) 物産施設
(4) 市民交流スペース (5) 広場
- 道の駅は、次に掲げる業務を行う。
(1) 道の駅の施設及びこれに附属する設備の利用及び維持管理に関すること。
(2) 特産品等の展示及び提供に関すること。
(3) 新たな特産品等の研究開発に関すること。
(4) 備品の利用に関すること。
(5) その他道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- 道の駅の管理、運営等に関する規定
- 指定管理者の管理等に関する規定
- 附則において、加須市道の駅きたかわべ物産販売施設条例（平成22年加須市条例第170号）及び加須市北川辺スポーツ遊学館条例（平成22年加須市条例第180号）は廃止する。

■ 施行期日 令和2年4月1日

■ 参考（現状と変更後）

1 現状					
施設の名称	販売店の名称	全体の名称	愛称	愛称	条例の名称
加須市 道の駅きたかわべ物産販売施設	物産店(かぞ市場)	道の駅 きたかわべ	いなほ	道の駅 かぞわたらせ	加須市 道の駅きたかわべ物産販売施設条例
	レストラン(さくら食堂)				
	売店(晴れのち晴れ)				
	三県境ショップ(さいぐんと)				
加須市 北川辺スポーツ遊学館	パン屋(はあと)	-	-	加須市 北川辺スポーツ遊学館条例	
2 変更後					
施設の名称	販売店の名称	全体の名称	愛称	愛称	条例の名称
加須市 道の駅かぞわたらせ	物産店(かぞ市場)	道の駅 かぞわたらせ	いなほ	-	加須市 道の駅かぞわたらせ条例
	レストラン(さくら食堂)				
	売店(晴れのち晴れ)				
	三県境ショップ(さいぐんと)				
	パン屋(はあと)				

道の駅名称変更に伴う県道案内標識修繕を実施

■ 目的

「加須市道の駅かぞわたらせ」として一体的に管理及び運営する「加須市道の駅かぞわたらせ条例」の制定に合わせ、県道等に設置されている道の駅案内標識の修繕（名称の変更「道の駅きたかわべ」→「道の駅かぞわたらせ」）を行うものです。

■ 補正予算の概要

- 1 実施期間
令和2年1月～令和2年3月まで
- 2 修繕箇所
 - ・ 県道に設置されている案内標識看板4ヶ所
 - ・ 柳生駅から道の駅へ行く案内標識看板5ヶ所
- 3 作業内容
既存の案内標識看板名を新たな名称「道の駅かぞわたらせ」へ張替え
- 4 既存看板



「道の駅かぞわたらせ」へ
張替え

■ 補正予算額 534千円